

平成 31 年 4 月 1 日
独立行政法人 郵便貯金
簡易生命保険管理・
郵便局ネットワーク支援機構

預入限度額についてのお知らせ

郵便貯金のご利用限度額は、お一人さま 1,000 万円までとなります。

なお、株式会社ゆうちょ銀行の定期性貯金と合わせ 1,300 万円を超えることはできません。

郵便貯金の預入限度額を超えた場合、当機構が郵便貯金管理業務を委託している株式会社ゆうちょ銀行又は郵便局から郵便貯金の減額について通知を致します。

この減額に応じていただけない場合は、郵便貯金法の規定に基づき、預入限度額以内に減額するのに必要な限度において、その一部で国債証券を購入し、保管させていただきます。

<貯金の預入限度額について、ゆうちょ銀行のページは[こちら](#)から>

※ゆうちょ銀行のページに遷移します。